

## 簡易な収入(所得)見込額の申立書【家計急変者】

○「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金申請書」と一緒にご提出ください。

**【要件1】家計急変の理由** ※下記にチェック(☑)してください。

私の世帯は、予期せず家計が急変し、住民税非課税世帯となる水準相当に収入が減少しました。

(記入上の注意)

「予期せず家計が急変」したことは、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。

**【要件2】家計の収入** ※申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	左欄の者が扶養する者の数 ①	令和5年度住民税課税状況 ②	障害者控除等の適用 ③	収入の減少のあった年月 ④	任意の1か月の収入⑤			年間収入見込額 D×12 ⑥	非課税相当収入限度額 ⑦
						給与収入 【A】	事業収入又は不動産収入 【B】	年金収入 【C】		
1		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
	円					円	円			
2		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
	円					円	円			
3		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
	円					円	円			
4		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
	円					円	円			
5		人	<input type="checkbox"/> 課税 <input type="checkbox"/> 非課税 <input type="checkbox"/> 未申告	<input type="checkbox"/> 障害者控除 <input type="checkbox"/> 寡婦(夫)控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除	令和5年 月	収入合計額 A+B+C=【D】	円	円	円	円
	円					円	円			

※収入がなかった月を任意の月とした方は、「支給要件申立書」の添付が必要です。

**【記入上の注意】**

- ① 「左欄の者が扶養する者の数」欄には、同居・別居にかかわらず、左欄の者が扶養している親族の数を記入してください。  
※扶養控除等申告書で届け出ている人数
- ② 「令和5年度住民税課税状況」欄には、該当する項目にチェック☑してください。
- ③ 「障害者控除等の適用」欄は、該当する控除を受けている場合には、チェック☑してください。
- ④ 「収入の減少のあった年月」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の1か月の月を記入してください。
- ⑤ 「任意の1か月の収入」欄には、住民税非課税相当の収入であった、令和5年1月以降の任意の1か月の収入を記入してください。

給与収入	※給与収入がある場合にご記入ください。 ※給与明細書などの収入額が分かる書類をご提出ください。
事業収入又は不動産収入	※事業収入(課税対象となる新型コロナウイルスに係る協力金等も含む)又は不動産収入がある場合にご記入ください。 ※帳簿などの収入額が分かる書類をご提出ください。
年金収入	※公的年金収入のほか、個人年金や退職金を年金方式で受け取るもの等も年金収入となります。 ※年金決定通知書、年金額改定通知書、年金振込通知書などの支給額が分かる書類をご提出ください。

※給与収入、事業収入又は不動産収入、年金収入いずれの場合も、所得税が課されないものは、これらの収入として計上する必要はありません。

- ⑥ 「年間収入見込額」欄には、D欄(収入合計額)を12倍した金額を記入してください。
- ⑦ 「非課税相当収入限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当収入限度額を記入してください。  
(早見表)

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額
単身又は扶養親族がいない場合	97.0万円
配偶者又は扶養親族(1名)を扶養している場合	148.0万円
配偶者又は扶養親族(計2名)を扶養している場合	190.3万円
配偶者又は扶養親族(計3名)を扶養している場合	235.9万円
配偶者又は扶養親族(計4名)を扶養している場合	281.5万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円
---------------------	---------

■上記に記入した全ての方について、⑥の額が⑦の額以下の場合、要件2を満たします。裏面の記入は不要です。いずれかの方の⑥の額が⑦の額を上回る場合、引き続き裏面を記入し、要件に該当するかご確認ください。

**【要件2】家計の所得** ※申請書の「2. 申請者が属する世帯の状況」に記入した者全てについて記入してください。

	(フリガナ) 氏名	【収入】 年間収入 見込額 ⑥	【控除】			【所得見込】 年間所得 見込額 ⑪	【非課税相当額】 非課税所得 限度額 ⑫
			給与所得 控除額 ⑧	事業収入 等の経費 ⑨	公的年金 等控除 ⑩		
1		円	円	円	円	円	円
2		円	円	円	円	円	円
3		円	円	円	円	円	円
4		円	円	円	円	円	円
5		円	円	円	円	円	円

**【記入上の注意】**

⑥「年間収入見込額」欄には、表面の年間収入見込額（⑥欄）の額を転記してください。

⑧「給与所得控除額」欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- ㊦年間の給与収入の額が162.5万円以下 → 55万円
- ㊧年間の給与収入の額が162.5万円超180万円以下 → 給与収入分×40%－10万円
- ㊨年間の給与収入の額が180万円超360万円以下 → 給与収入分×30%＋8万円
- ㊩年間の給与収入の額が360万円超660万円以下 → 給与収入分×20%＋44万円

⑨「事業収入等の経費」

- ㊦事業収入又は不動産収入を記入した方は、当該収入のために要した経費の12か月相当額をご記入ください
- ㊧帳簿等の上記の経費がわかる書類をご提出ください。

⑩「公的年金等控除」の欄には、以下の算定式により控除額を計算の上、ご記入ください。

- 【65歳未満の方】（公的年金等収入分） → （控除額）
- ㊦年間の公的年金等収入の額が60万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- ㊧年間の公的年金等収入の額が60万円超130万円未満 → 60万円
- ㊨年間の公的年金等収入の額が130万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- ㊩年間の公的年金等収入の額が410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円
- 【65歳以上の方】（公的年金等収入分） → （控除額）
- ㊦年間の公的年金等収入の額が110万円以下 → 公的年金等収入分の全額
- ㊧年間の公的年金等収入の額が110万円超330万円未満 → 110万円
- ㊨年間の公的年金等収入の額が330万円以上410万円未満 → 公的年金等収入分×0.25＋27万5千円
- ㊩年間の公的年金等収入の額が410万円以上770万円未満 → 公的年金等収入分×0.15＋68万5千円

⑪「年間所得見込額」の欄には、以下の算定式により計算の上、ご記入ください。

⑪年間所得見込額 = ⑥年間収入見込額 - ( ⑧給与所得控除額 + ⑨事業収入等の経費 + ⑩公的年金等控除 )

⑫「非課税所得限度額」には、①欄の人数に応じて、下表から該当する非課税相当所得限度額を記入してください。

※限度額は下の早見表から、①欄の「左欄の者が扶養する者の数」に応じた状況に対応する欄の金額を記入してください。

※下表の「扶養している親族の状況」は、「申請者本人」「同一生計配偶者（所得金額48万円以下の者）」「扶養親族(16歳未満の者も含む)」の合計人数です。

**〈早見表〉**

扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がいない場合	42.0万円
配偶者又は扶養親族（1名）を扶養している場合	93.0万円
配偶者又は扶養親族（計2名）を扶養している場合	125.0万円
配偶者又は扶養親族（計3名）を扶養している場合	157.0万円
配偶者又は扶養親族（計4名）を扶養している場合	189.0万円

※これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円
---------------------	---------

■上記に記入した全ての方について、⑪の額が⑫の額以下の場合、要件2を満たします。

要件1、2の両方を満たす場合、給付金（家計急変世帯分）の支給要件に該当します。